

借入利率に関する特約書
(長プラ年1回見直し用)

株式会社

八十二長野銀行御中

令和 年 月 日

借主	住 所		印
	氏 名 (連帯債務者:甲)		
	住 所		印
	氏 名 (連帯債務者:乙)		
連帯保証人	住 所		印
	氏 名		
	住 所		印
	氏 名		

借主は、令和 年 月 日付金銭消費貸借契約証書（以下、「契約証書」という。）に基づく借入金債務の利率および利率変更方法について、次のとおり特約します。

第1条【借入利率の変更】

- ① 借入利率は、契約証書の定めにかかわらず、貴行の定める長期プライムレート（以下、「基準金利」という。）に _____ %上乗せした利率とします。ただし、前記により算出された利率が0.20%を下回る場合は、0.20%を借入利率とします。
- ② 現在の基準金利は、年 _____ %であることを確認します。

第2条【借入利率変更の基準】

- ① 借入利率は、契約証書の定めにかかわらず、基準金利に応じ引き上げられ、または引き下げられることに同意します。
- ② 前項により借入利率を変更するほか、金利情勢の変化、その他相当の事由により基準金利が廃止された場合には、基準金利に代え、一般に相当と認められる利率を基準金利とすることに同意します。

第3条【借入利率の変更幅の算出および変更日】

- ① 借入利率の引き上げ幅または引き下げ幅の算出は、毎年10月1日（休日の場合は翌営業日）（以下「基準日」という。）に行うものとし、前年基準日（貸付日が前年基準日以降の場合は貸付日）における基準金利と現基準日における基準金利の差をもって貸付利率を引き上げまたは引き下げるものとします。

- ② 前項により借入利率を変更する場合、変更後の借入利率の適用開始日は次のとおりとします。
- 1 基準日の属する年の12月の約定返済日の翌日とし、元金均等返済の場合は12月の約定返済日から、元利均等返済の場合は翌年1月の約定返済日から新利率による返済が始まるものとします。
 - 2 増額返済部分については、上記の1の適用日をもって新・旧利率により分ち計算するものとします。
- ③ 本条により利率が変更された場合、貴行は私に対して利率変更後第1回目の約定返済日までに変更後の借入利率および毎回の返済額を書面により通知するものとします。

第4条【保証】

保証人は、借主が本契約に同意することを承諾し、借主と連帯して保証債務を負い、その履行についてはこの同意書に従うものとします。

以 上